

このカザフスタン共和国倒産法和訳(仮訳)は、同法のロシア語版を松嶋希会弁護士(元 JICA 長期派遣専門家)が和訳されたものを提供いただいたものであり、今般、松嶋弁護士の御了承を得て掲載するものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

## カザフスタン共和国倒産法(1997年1月21日制定第67の1号)

改正:

1997年7月11日, 1998年7月1日, 1998年7月10日, 2000年12月18日, 2001年3月2日, 2001年7月11日, 2001年12月24日, 2002年8月9日, 2003年3月13日, 2003年6月3日, 2004年4月8日, 2004年12月20日, 2005年7月8日, 2006年1月10日付け法律第115号, 2006年1月31日付け法律第125号, 2006年2月20日付け法律第127号, 2006年7月5日付け法律第165号, 2006年7月7日付け法律第174号, 2007年1月9日付け法律第213号, 2007年1月11日付け法律第218号, 2007年1月12日付け法律第222号, 2007年5月15日付け法律第253号

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第10条の3)
- 第2章 債権者委員会(第11条 - 第14条)
- 第3章 裁判手続における倒産事件の審理(第15条 - 第41条)
- 第3章の1 外部監視(第41条の1 - 第41条の8)
- 第4章 更生手続(第42条 - 第59条)
- 第6章 破綻債務者の清算(破産手続)(第65条 - 第88条)
- 第7章 簡易倒産手続(第89条 - 第95条)
- 第8章 裁判外清算手続(第96条 - 第99条)
- 第9章 街形成法人の倒産の特則(第100条 - 第103条)
- 第9章の1 農業組織の倒産の特則(第103条の1 - 第103条の5)
- 第11章 最終章(第106条・第107条)
- (「第5章 和議」及び「第10章 経過措置」は削除)

---

### 第1章 総則

- 第1条 本法において用いられる基本概念
- 第1条の1 倒産法令
- 第2条 本法適用の特則
- 第3条 倒産認定
- 第4条 倒産手続の適用及び裁判外清算手続の実施の事由
- 第5条 故意倒産及び虚偽倒産
- 第6条 財産の返還及び債務者の法律行為の無効認定
- 第7条 契約の履行拒絶
- 第8条 倒産事件の管轄
- 第9条 更生管財人・破産管財人
- 第10条 債権登録簿
- 第10条の1 全権機関の権能

第 10 条の 2 倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の実施の監督

第 10 条の 3 更生管財人・破産管財人による倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の遵守  
の検査

## 第 2 章 債権者委員会

第 11 条 債権者委員会の形成

第 12 条 債権者委員会の会議

第 13 条 債権者委員会の権限

第 14 条 債権者委員会の決議

## 第 3 章 裁判手続における倒産事件の審理

第 15 条 倒産事件の開始手続

第 16 条 倒産事件の参加者

第 17 条 債務者による申立て

第 18 条 債務者の申立書の形式及び内容

第 19 条 債務者の申立書の添付書面

第 20 条 国家手数料納入の猶予（削除）

第 21 条 審理を経ない債務者の申立書の返却

第 22 条 債権者（複数債権者）による申立て

第 23 条 債権者の申立書の添付書面

第 24 条 一債権者又は複数債権者の債権の合算

第 25 条 税金・国家予算に対するその他の義務的支払金に関する税務機関及びその他の全権機  
関の申立て（削除）

第 26 条 検察官の申立て

第 27 条 倒産事件手続の開始

第 28 条 倒産事件手続開始の効果

第 29 条 債権者又は検察官の申立てに対する債務者の意見書

第 30 条 債権の実現の保全

第 31 条 裁判審理への事件の準備

第 32 条 削除

第 33 条 削除

第 34 条 裁判審理

第 35 条 倒産事件にかかる裁判所の判断

第 36 条 債務者を倒産者と認定する本案決定

第 37 条 債務者を倒産者と認定しない裁判所本案決定

第 38 条 虚偽倒産における裁判所本案決定

第 39 条 倒産事件手続の終結決定

第 40 条 手続費用の負担

第 41 条 裁判所の本案決定（決定）の発効 本案決定（決定）の見直し

## 第 3 章の 1 外部監視

第 41 条の 1 外部監視

第 41 条の 2 債権者委員会の形成

第 41 条の 3 債権者委員会の権限

第 41 条の 4 外部監視管理人の権限

第 41 条の 5 外部監視管理人の責任

- 第 41 条の 6 外部監視の費用
- 第 41 条の 7 債務者の義務
- 第 41 条の 8 外部監視の終結

#### 第 4 章 更生手続

- 第 42 条 更生手続の適用
- 第 43 条 更生手続適用の申立て
- 第 44 条 破綻債務者の更生計画
- 第 45 条 更生手続の適用事由
- 第 46 条 更生手続開始の効果
- 第 47 条 債権者への支払
- 第 48 条 更生管財人
- 第 49 条 更生管財人の報酬
- 第 50 条 更生手続の期間
- 第 51 条 更生管財人の権限
- 第 52 条 更生管財人の責任
- 第 53 条 更生手続の終結
- 第 54 条 更生手続終結の効果
- 第 55 条 再生支援
- 第 56 条 再生支援者の合意
- 第 57 条 再生支援者の責任
- 第 58 条 再生支援参加者の権利
- 第 59 条 債務者が有する債権の譲渡

#### 第 6 章 破綻債務者の清算（破産手続）

- 第 65 条 総則
- 第 66 条 破産手続の参加者
- 第 67 条 破産手続における裁判所の権限
- 第 68 条 倒産者に対する破産手続開始の効果
- 第 69 条 破産管財人・清算人
- 第 70 条 破産管財人・清算人の権限
- 第 71 条 債権
- 第 71 条の 1 破産管財人・清算人の責任
- 第 72 条 債権の審理
- 第 73 条 債権登録簿の承認
- 第 74 条 破産財団
- 第 75 条 破産財団の分配順位
- 第 76 条 債権者への支払規則
- 第 77 条 第一順位債権の支払額及び支払方法
- 第 78 条 第二順位債権の支払額及び支払方法
- 第 79 条 第三順位債権の支払額及び支払方法
- 第 80 条 第四順位債権の支払額及び支払方法
- 第 81 条 第五順位債権の支払額及び支払方法
- 第 82 条 給与債権を有する債権者の利益の代理
- 第 83 条 債務者財産の価値の査定

- 第 84 条 債務者財産（資産）の売却
- 第 85 条 債権弁済後の残余財産
- 第 86 条 倒産者の免責
- 第 87 条 破産管財人の報告書
- 第 88 条 債務者の清算の終了

## 第 7 章 簡易倒産手続

- 第 89 条 通常清算中の債務者の倒産
- 第 90 条 裁判所による事件審理
- 第 91 条 債務者の清算の手続
- 第 92 条 倒産手続における，債務者清算の拒否の効果
- 第 93 条 債権者の申立てに基づく，通常清算中の債務者の倒産
- 第 94 条 所在不明債務者の倒産
- 第 95 条 所在不明債務者の清算

## 第 8 章 裁判外清算手続

- 第 96 条 裁判外手続
- 第 97 条 債権者委員会
- 第 98 条 削除
- 第 99 条 裁判外清算手続実施の決定の効果

## 第 9 章 街形成法人の倒産の特則

- 第 100 条 街形成法人である債務者の倒産
- 第 101 条 倒産事件の審理
- 第 102 条 保証下での更生手続の適用 削除
- 第 103 条 債権の弁済

### 第 9 章の 1 農業組織の倒産の特則

- 第 103 条の 1 農業組織の倒産
- 第 103 条の 2 債権者申立書又は債務者意見書の添付書面
- 第 103 条の 3 更生手続期間の延長
- 第 103 条の 4 破産手続
- 第 103 条の 5 破産財団の形成と換価

## 第 11 章 最終章

- 第 106 条 本法の適用手続
- 第 107 条 本法違反の責任

本法は，破綻債務者の更生，法人の倒産認定及びその清算並びに裁判外清算手続の特別な手続の条件並びに実施方法を定めるものである。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 本法において用いられる基本概念

本法においては，以下の基本概念が用いられる。

- 一 手続費用：倒産手続，更生手続，裁判外清算手続及び外部監視の開始並びに実施に関する全ての費用で，関与する機関及び専門機関への役務対価の支払，更生管財人・破産管財人及び外部監視管理人の報酬も含む。

債務者の清算の過程において発生する税金・国家予算に対するその他の義務的支払金は、  
手続費用とみなされる。

- 一の一 外部監視管理人：外部監視を実施するために、所定手続により任命された者
- 二 倒産者：裁判所により破綻を確定された債務者
- 三 倒産：裁判所の本案決定により認定された債務者の破綻であり、債務者の清算事由となる。
- 四 裁判外清算手続：債権者及び全権機関の監督の下で債務者が自発的に清算することを債権者と債権者が合意することにより、裁判手続によらずに破綻債務者の債務を調整する手続
  - 四の一 外部監視：債務者財産の保全、故意倒産・虚偽倒産の兆候の発見、財務状況の分析及び債務履行の回避（作為・不作為）を目的として、また、債務者の財務・経済活動の状況や組織変更に対する債権者による監督、不動産の譲渡、財産への担保設定又は財産の賃貸に関する法律行為の実施に対する債権者による監督、及び、債務者に損害をもたらすような、市場価格より著しく低価格の法律行為又は十分な根拠のない法律行為に対する債権者による監督を目的として、裁判所が開始する手続
- 五 金銭債務：債務者の負う義務で、債権者が供給した（納入した）商品（履行した労務、提供した役務）の対価の支払義務、貸付の利子（利益）を含めた借入金の返済義務、及び、金銭的性質の支払義務
- 六 破綻債務者の自発的清算：破綻債務者の申立てに基づき裁判所の本案決定により行われる破綻債務者の清算、又は、債権者の監督の下、裁判外手続において行われる清算
- 七 債務者：法人であって、その支払無能又は破綻が、法定手続により、外部監視手続、倒産手続、又は、裁判外清算手続の適用事由となるもの
- 八 責任者：破綻債務者である法人の代表者（副代表者）、及び、法人の合議執行機関に属し、当該法人の経営機能を果たすその他の者
- 九 担保権者：債務者の財産により担保されている債権を有する債権者
- 十 破産財団：破産手続において強制執行の対象となり得る債務者の財産
- 十一 破産手続：債権の満足及び倒産者（破綻債務者）の免責を目的として実施される手続
- 十二 破産債権者：自己の財産上の請求権の満足につき、法令によっても、担保契約によっても優先権を有しない債権者。
- 十三 破産管財人：破産手続を実施するために、所定手続に従い任命された者。
- 十四 債権者：債務者に対し、民事法上の義務、及び、その他の義務（労働債務、社会保険国家基金への社会積立金、著作報酬、税金・国家予算に対する他の義務的支払金等）から発生した財産上の請求権を有する者
- 十五 虚偽倒産：債務者又は債務者財産の所有者が、債権者を錯誤に陥れて、債務の支払猶予、分割弁済化若しくは減額を受けること、又は、債権を全額弁済できるにもかかわらず弁済しないことを目的として、裁判所又は全権機関に対し、債務者を倒産者と認定するよう求める明らかに虚偽の申立て
  - 十五の一 モニタリング：支払無能組織及び破綻組織に財務・経済の健全化措置を適時に適用し、債権者の利益を保護することを目的とした、これら組織の財務・経済状態に関する情報の収集、整理及びその分析に向けられた一連の施策
  - 十五の一<sup>1</sup> 破綻債務者の更生の手続、法人の倒産認定・清算の手続及び裁判外清算手続のモニタリング（以下「モニタリング」という。）：債権者の利益を保護し、非効率な産業の

<sup>1</sup> 原文ママ。カザフ語版もロシア語版も、「15号の1」となっている。

清算又は更生により経済における事業リスクを軽減し、財務・経済の健全化措置を適時に適用することを目的とした、支払無能組織の財務・経済状況の継続的な分析

十六 支払無能：金銭債務及びその他の金銭的性質の義務を履行することができないという債務者の無能力

十七 破綻：労働支払債権を含む債権者の金銭債権を全額満足させることができないという債務者の無能力で、裁判所又は債務者に認定された無能力

十八 所在不明債務者：常設機関の所在、並びに、発起人、社員、マネジャー及び責任者といった法人が活動するに欠かせない者の所在を、6か月間確認することができない債務者

十九 故意倒産：債務者財産の所有者又は法人債務者の機関が、個人的利益又は他の者の利益のために、意図的に債務者を破綻させること

二十 債務者の強制清算：債権者、検察官の申立てに基づき、裁判所の本案決定により行われる、破綻債務者の活動停止

二十一 更生手続：債務者の清算を回避する目的で、債務者の支払能力回復に向けられた施策が適用される裁判上の手続で、組織変更、組織経済、経営、投資、技術、財務経済に関する施策、法的施策、その他法令に反しないあらゆる施策が適用される。

二十二 更生管財人：本法の定める手続により、更生手続の期間中、破綻債務者の財産管理・事業経営の役割を与えられた者

二十三 再生支援：債務者財産の所有者（当該所有者から授権された機関）、債権者又はその他の者が、破綻債務者に対し財政支援をし、また、債務者の保有資産を利用し財務・経済状況を改善する一連の施策を実施する再生の措置

二十四 農業組織：土地を利用して農産物を生産する組織；畜産、養鶏（雛の飼育から始める、繁殖用である場合も含む。）、養蜂による農産物を生産する組織で、これらの生産物の加工も含めた売却の利益が、年間総利益の50%を超える組織

二十五 補充責任：法令に従い又は義務の条件により、補充的に主債務者の責任を負う責任

二十六 全権機関：授権範囲内で、倒産手続の実施の監督（銀行、保険機関・再保険機関及び積立年金基金の場合を除く。）、破綻債務者の裁判外清算手続における監督を行う、カザフスタン共和国政府の定める国家機関；農業組織の倒産の際は（共和国所有の組織を除く。）、全権機関とは、地方予算により運営される執行機関で、州（共和国重要都市、首都）<sup>2</sup>の政府の定める機関をいう。

## 第1条の1 倒産法令

倒産法令は、カザフスタン共和国憲法に基づくものであり、本法及びその他のカザフスタン共和国の規範的法的文書より成る。

## 第2条 本法適用の特則

1 本法は、運用管理権に基づく国家企業<sup>3</sup>及び施設を除く法人の倒産事件に適用される。

カザフスタン共和国法令により、本法の定める倒産手続を連続的な生産活動を行う組織、自然独占事業体、及び、商品市場において支配的（独占的）地位を占める事業体に適用する特則を定めることができる。

<sup>2</sup> カザフスタン共和国は、14の州、2つの共和国重要都市（アルマティ、バイコヌール）、首都（アスタナ）から構成される。

<sup>3</sup> 国家企業法第1条・第31条：国家企業の一つで、運用管理権に基づいて国有資産を利用する企業

法的文書により、本法の定める倒産手続を年金基金及びその他の法人に適用する特則を定めることができる。

裁判所が銀行を倒産者と認定する本案決定を出した場合、当該銀行の清算は、銀行に関する法令に従い行われる。

裁判所が保険機関（再保険機関）を倒産者と認定する本案決定を出した場合、当該機関の清算は、保険及び保険活動に関する法令に従い行われる。

- 2 個人事業者の倒産については、個人事業に関するカザフスタン共和国の法的文書が規定しない部分につき、本法が適用される。
- 3 倒産事件は、本法の定める特則を勘案し、民事裁判手続の一般規則に従い、裁判所が審理する。
- 4 自然独占事業体、商品市場において支配的（独占的）地位を占める事業体、及び、国民の生活・健康、国家防衛、環境に影響を与え得るために共和国経済において政策上重要な事業体の倒産、並びに、国家の主導により倒産者と認定された組織の倒産の場合、カザフスタン共和国政府は、国民及び国家の利益保護を目的として、破産財団の特別な換価条件及び換価手続、並びに、破産財団の買主についての追加的要件を定めることができる。
- 5 環境破壊につながる経済活動及びその他の活動を行っている法人の倒産の場合、当該活動につき、カザフスタン共和国環境法に従い、環境監査が実施されなければならない。

### 第3条 倒産認定

- 1 倒産は、債務者の裁判所に対する申立てに基づき、裁判所が確定する。
- 2 倒産は、債権者又は本法により授權された者の裁判所に対する申立てに基づき、裁判所が強制的に確定する。
- 3 債務者は、本法の定める場合、裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てなければならない。
- 4 倒産事件は、以下の場合、裁判所が審理する。
  - 税金・国家予算に対するその他の義務的支払金についての債権額が、共和国予算に関する法令が定める該当会計年度の月決算指標の150倍以上である。
  - 債務者に対するその他の債権の総額が、共和国予算に関する法令が定める該当会計年度の月決算指標の150倍以上である。

本項の要件は、本法第94条の定める場合には、適用されない。

- 5 カザフスタン共和国民法（総則）第49条第1項の定める手続に従い清算決定が出された法人の財産価値が債権の弁済に不十分である場合、当該法人は、本法の定める規定に従い、裁判手続又は裁判外手続により清算されなければならない。
- 6 債務者が本法第17条第2項の定める場合に申し立てない場合、債務者の代表者は、債権者に対する債務者債務につき補充責任を負う。
- 7 債務者を裁判手続において倒産者と宣言する事由、又は、裁判外清算手続を実施する事由は、債務者の破綻である。

破綻の事実を確定する際には、弁済期の到来した債務及び執行にかけられている債務を考慮しなければならない。

### 第4条 倒産手続の適用及び裁判外清算手続の実施の事由

- 1 債権者が裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる事由又は全権機関に裁判外清算手続の実施を申し立てる事由は、債務者の支払無能である。

債務者は、債務の履行期から3か月間以内に当該債務を履行しなかった場合、支払無能とみなされる。

- 2 債務者が裁判所に自己の倒産認定を申し立てる事由又は全権機関に裁判外清算手続の実施を申し立てる事由は、債務者の破綻である。

#### 第5条 故意倒産及び虚偽倒産

- 1 債務者財産の所有者（当該所有者から授けられた機関）、法人債務者の発起人（社員）及び（又は）責任者は、債務者を故意に支払無能にしたことにつき、自己の財産をもって、破綻債務者の債権者に対し補充責任を負う（故意倒産）。

法人倒産者の責任者は、当該法人債務者を故意に支払無能にしたことにつき、当該法人財産の所有者に対し、損害を賠償する。

- 2 債務者が債権を全額弁済することができるのに裁判所に対し倒産認定を申し立てた場合（虚偽倒産）、債権者は、債務者に対し、これにより被った損害の賠償を請求できる。
- 3 破産管財人は、故意倒産又は虚偽倒産を発見した場合、責任者にカザフスタン共和国法律の定める責任を負わせるため、権利保護機関<sup>4</sup>に申し立てなければならない。

#### 第6条 財産の返還及び債務者の法律行為の無効認定

- 1 債務者が倒産者と認定される前又は裁判外清算手続の決定が出される前に行った法律行為は、以下の場合、無効と認定されなければならない。

一 民事法令の定める事由がある。

二 債務者が、倒産事件の開始後又は裁判外清算手続開始の決定後、特定の債権者又はその他の者を相手に法律行為を行い、当該行為により特定の債権者が他の債権者よりも優先的に弁済を受けることになった場合、全権機関、債権者、更生管財人・破産管財人が申し立てた。

三 法的文書の定めるその他の事由がある。

本項の要件は、証券化の法律行為には適用されない。

- 2 破産管財人・更生管財人、再生支援者は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、法律行為の無効認定を求め、債務者が、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に、債権者の利益を侵害して、無償で、若しくは、市場価格より著しく低価格で、又は、十分な根拠なく引き渡した財産（賃貸のために又は締結されている契約の履行を保証するために引き渡した財産も含む）の返還を、当該財産を譲り受けた者に請求しなければならない。
- 3 破産管財人・更生管財人、再生支援者は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、債務者が、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に、他の債権者の利益を侵害して、特定の債権者に弁済期前に弁済し、引き渡した財産の返還を、弁済を受けた債権者に請求しなければならない。この場合、債権者の権利は、本法の規定に従い確保される。
- 4 従業員（被雇用者）、会社の社員、破綻債務者の代表者は、本条第2項及び第3項の定める事由に基づき、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に引き渡された財産の返還を求めることができる。

本項の定める財産返還請求の規定は、財産が配偶者、直系尊属及び直系卑属に引き渡された場合にも適用される。

- 5 更生管財人・破産管財人は、自己の権限を行使する際、本条の定める場合に加え、法的文書の定める事由に基づき、第三者に債務者の財産の返還を請求する訴え、又は、債務者が締結し

<sup>4</sup> 裁判所や検察、非国家機関としては、弁護士や公証人も含まれるようである。



た契約を解除する訴えを提起することができ、債務者の財産返還に向けた民事法令の定めるその他の行為をとることができる。

- 6 本条の定める場合で、財産が紛失し、損傷し、又は、善意の第三者が取得したことにより、返還を請求することができない場合、返還されるべき財産を最初に取得した者は、紛失し、損傷し、又は、善意の第三者が取得した財産の価値の範囲で、債務者に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負う。

## 第7条 契約の履行拒絶

- 1 更生管財人は、以下のいずれかの状況がある場合、債務者が、倒産事件の開始前に締結した契約で、両当事者が全部又は一部履行をしていないものの履行を拒絶することができる。
- 一 契約の履行により、債務者に損害が発生する。
  - 二 類似する状況の下で締結された同種の契約と比較し、煩雑な条項を含んでいる。
  - 三 契約が長期（契約期間が1年以上）である、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
  - 四 債務者が当該契約を履行することにより、その他の債権者に不利益な効果を及ぼすと思量するその他の事由がある。
- 2 本条第1項の定める場合に契約の履行が拒絶される場合、契約の相手方は、裁判手続において、契約の解除により発生する積極損害の賠償を債務者に請求することができ、また、拒絶の事由を争うことができる。

## 第8条 倒産事件の管轄

倒産事件は、法令に従い定められる債務者所在地の裁判所が審理する。

## 第9条 更生管財人・破産管財人

- 1 倒産手続、更生手続及び裁判外清算手続の実施目的を達成するため、更生手続、破産手続（清算手続）又は裁判外清算手続の実施期間中、破綻債務者の全機関は経営から解任され、債務者の財産管理・事業経営の機能は、更生管財人・破産管財人（清算人）に移譲される。  
更生管財人・破産管財人（清算人）は、唯一の債務者経営授権機関として活動する。  
本項の規定は、本条第1項の1の定める場合には適用されない。
- 1の1 更生手続が、債務者財産の所有者又は当該所有者から授権された機関の申立てにより、債務者自身の主導により開始された場合、全権機関は、債権者委員会の同意を得て、更生手続の実施を債務者の代表者に委ねることができる。この際、当該代表者には、本法の定める更生管財人の権利が与えられ、義務が課される。
- 2 更生管財人・破産管財人の任命手続及び任命要件、当該管財人の候補者要件、報酬を受け取る権限を含めた権利及び義務、並びに、破綻債務者の事業経営・財産管理にかかる権限範囲は、本法及び全権機関が同意した債権者委員会と当該管財人との間の合意により、定められる。
- 2の1 更生管財人・破産管財人には、倒産事件において支払無能債務者の財産管理・事業経営を行う資格を全権機関から与えられている個人事業者である自然人が任命される。  
本法第2条第2項及び第4項の定める組織の倒産手続が実施される際、全権機関は、自然独占事業体又は商品市場において支配的（独占的）地位を占める事業体の活動を規制する全権を有する機関の同意、及び、中央執行機関の同意に基づき、街形成企業については、相応の州（共和国重要都市、首都）の政府の同意に基づき、更生管財人を任命する。

倒産手続における支払無能債務者の財産管理・事業経営を行う資格の規程は、カザフスタン共和国政府が承認する。

### 3 削除

### 4 更生管財人・破産管財人には、以下の者を任命することはできない。

- 一 債務者又は債権者の経営責任者
- 二 本条第5項第1段及び第2段の定める事由により、経営から解任された者
- 三 法人の倒産認定の本案決定が出される前に1年以上、他の法人の代表者であった者  
当該条件は、当該本案判決が出された日から5年間、適用される。
- 四 会社<sup>5</sup>、株式会社又は協同組合が、破綻債務者又はその債権者である場合、当該会社及び株式会社の社員並びに協同組合の組合員
- 五 本項第1号の定める者の配偶者、直系尊属及び直系卑属、血縁の兄弟姉妹
- 六 法定手続に従い前科が抹消されていない者

### 5 更生管財人・破産管財人は、資格が停止された場合、任命の手続と同様の手続に従い、債務者の事業経営・財産管理から解任されなければならない。

資格は、裁判手続において、取り消される。

## 第10条 債権登録簿

### 1 債務者の倒産手続及び裁判外清算手続における債権弁済及び債権者の利益保護を目的として、債権登録簿が作成される。

### 2 債権登録簿には、争いがない債権、本条第3項に従い根拠があると認められた債権が含まれる。

債務者から金銭の徴収を認める発効した判決又は執行文書がある債権は、争いがない債権とされる。

### 3 倒産手続又は裁判外清算手続開始後、債権を根拠があると認めるのは、更生管財人又は破産管財人である。

### 4 債権者と更生管財人・破産管財人との間に発生した紛争で、債権を債権登録簿に含めるか否か、また、その金額についての紛争は、債権者の申立てに基づき、全権機関又は裁判所が審理する。

裁判所の判決又は全権機関の決定は、債権を債権登録簿に含める事由となる。

全権機関の決定に対しては、裁判手続において不服を申し立てることができる。

## 第10条の1 全権機関の権能

全権機関は、その権限の範囲において、以下を行う。

- 一 倒産手続において支払無能債務者の財産管理・事業経営を行うための資格を、ライセンスに関する法令に従い、与える。
- 二 更生手続を債務者に適用することにつき、同意を与える。
- 三 更生管財人、破産管財人及び外部監視管理人を任命する。
- 四 倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続において、更生管財人・破産管財人の活動を監督し、外部監視が実施された場合には外部監視管理人の活動を監督する。
- 五 破綻債務者の裁判外清算手続において、及び、更生手続において、債権者委員会の構成を決め、承認し、債権者委員会の第一回会議を招集する。

<sup>5</sup> 合名会社、合資会社、有限責任会社、補充責任会社

- 六 債権者委員会が更生管財人・破産管財人及び外部監視管理人と締結する合意案が、カザフスタン共和国法令を遵守しているか否かを審理する。
- 六の一 破綻債務者に対する更生手続の適用についての同意手続を定める。
- 六の二 更生管財人・破産管財人（清算人）が提出する破産手続，更生手続及び裁判外清算手続の手続費用の見積案に，同意する。
- 七 更生手続の実施状況についての更生管財人の通常報告書を審理する（法律行為についての情報を求める。）。
- 七の一 外部監視手続の実施状況についての外部監視管理人の通常報告書を審理する。
- 八 更生管財人の最終報告書に同意し，更生手続の実施結果に関して意見を出す。
- 八の一 裁判所に対し，更生手続の終結を申し立てる。
- 九 破産手続・更生手続又は外部監視手続の際，債権者委員会の構成を承認する。
- 十 債権登録簿を承認する。
- 十一 債権者と更生管財人・破産管財人との間の，債権を債権登録簿に含めるか否かの紛争を審理する。
- 十二 再生支援者に対し，証明書を要請することができる。
- 十三 破産管財手続期間を延長する。
- 十四 破産財団の売却計画案を審理する。
- 十五 本法の定める場合，更生管財人・破産管財人及び外部監視管理人の解任を決定する。
- 十六 破産財団の競争競売において換価する際，情報公開・競争性の遵守を監督する。
- 十七 虚偽倒産及び故意倒産の兆候を明らかにする。
- 十八 更生管財人・破産管財人及び外部監視管理人の活動に対する異議を審理する。
- 十九 本法第6条の定める状況下で行われた法律行為を明らかにする措置をとる。
- 二十 教育機関を通じた外部監視管理人，更生管財人及び破産管財人の養成規程を承認する。
- 二十一 外部監視管理人の任命手続を承認する。
- 二十二 権限の範囲内においてモニタリングを行う。
- 二十三 破産管財人・更生管財人又は外部監視管理人の申立てに基づき，破産手続，更生手続，及び外部監視手続のため，また，債権者の利益保護のため，裁判所に対し訴えることができる。
- 二十三の一 情報に関するカザフスタン共和国法令に従い，情報システムの電子サービスを提供する。
- 二十四 本法の定めるその他の権限を行使する。

## 第10条の2 倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の実施の監督

- 1 全権機関は，倒産手続の実施の監督，及び，破綻債務者の裁判外清算手続における監督として，関係者がカザフスタン共和国法令を遵守しているか否かを監督する。
- 2 監督の目的は，本法の定める権利の保護，並びに，倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の当事者による義務履行の確保である。
- 3 本条においては，倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の当事者とは，債権者，債務者，財産所有者又は当該所有者から授権された機関，債権者委員会，及び，破産管財人・更生管財人と理解される。
- 4 倒産手続の実施の監督及び破綻債務者の裁判外清算手続における監督は，以下の形態により行われる。
  - 一 倒産手続における支払無能債務者の財産管理・事業経営の資格を有する者の登録

- 二 支払無能組織及び破綻組織のモニタリング
- 三 内部監督
- 四 倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の当事者が、倒産分野におけるカザフスタン共和国法令を遵守しているか否かの監督
- 五 更生管財人・破産管財人がカザフスタン共和国現行法令の定める倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続を遵守しているか否かの検査  
上記検査は、小企業体の監督としては、実施されない。
- 六 債務者の破産財団を競争競売で換価する際、情報公開・競争性の遵守を監督する。

### 第 10 条の 3 更生管財人・破産管財人による倒産手続及び破綻債務者の裁判外清算手続の遵守の検査

- 1 全権機関又はその地域機関の指示に基づき、3 か月の調査期間に 1 回以下、検査が行われる。
- 2 以下の必要事項を含む指示が、検査の実施事由となる。
  - 一 全権機関における登録日時及び登録番号
  - 二 指示を出した全権機関の名称
  - 三 債務者の全名称及び登録番号
  - 四 検査官の職務、氏、名及び父称指示は、全権機関又はその地域機関の第一代表者又は副代表者が署名し、印章により証明されなければならない。
- 3 一指示に基づいては、一検査しか認められない。
- 4 更生管財人・破産管財人は、調査のための、検査官の債務者の敷地又は建物への立入りを認めなければならない。また、問合せがあった情報については、いかなる情報も提供しなければならない。
- 5 全権機関は、他の国家機関職員を検査に参加させることができる。
- 6 検査の終了に際し、検査結果に関する調書が作成され、当該書面は、番号が付けられて閉じられ、全権機関又はその地域機関の印章により証明された検査調書登録の特別冊子に登録される。
- 7 倒産分野における法的文書に違反していることが判明した場合、全権機関は、検査調書に反映されている結果に基づき、倒産分野におけるカザフスタン共和国現行法令の違反を解消する期間を記載した意見書を出す。

## 第 2 章 債権者委員会

### 第 11 条 債権者委員会の形成

- 1 債権者の利益を確保するため、また、債権者が参加して倒産手続、更生手続及び裁判外清算手続における決定をなすため、債権者委員会が形成される。  
債権者委員会の形成は、以下のとおり規制される。
  - 一 倒産手続の際は、本法第 70 条による。
  - 二 更生手続の際は、本法第 43 条による。
  - 三 裁判外清算手続の際は、本法第 97 条による。
- 2 労働債権及び社会保険国家基金の積立金の債権者の代表者、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の債権者、債務者に対し最大額の債権を有する破産債権者及び担保権者が、債権者委員会を構成する。
- 3 債権者委員会は、7 名以下の奇数数の構成員からなる。

- 4 債権者は、債権者委員会の構成員として倒産手続、更生手続又は裁判外清算手続に参加することを取り消すことができる。
- 5 形成され、承認されている債権者委員会の構成に、本条第2項及び第3項の要件を考慮の上、いずれかの破産債権者を新しい構成員として加えることができる。

#### 第12条 債権者委員会の会議

- 1 債権者委員会の第一回会議は、債権者委員会の構成が承認された日から15日以内に開催されなければならない。
- 2 債権者委員会の第一回会議においては、以下をしなければならない。
  - 一 決議が可否同数である場合に決裁する権限が与えられる議長を選任する。
  - 二 破産管財人が、債権者委員会に対し、財産目録作成に関する報告書を提出する期限を決定する。
  - 三 破産管財人の報酬及びその支払方法を決定する。
- 3 次回会議は、債権者委員会の定める手続及び期日に従い、招集される。

#### 第13条 債権者委員会の権限

債権者委員会は、以下の権利を有する。

- 裁判所に対し、更生手続の実施、延長又は終結を申し立てる。
- 更生管財人・破産管財人の活動を監督するために、債権者委員会の構成員の中から、債権者の代表者を選任する。
- 更生管財人・破産管財人に対し、債務者の財務状況並びに倒産手続、更生手続及び裁判外清算手続の進捗に関する情報を提出するよう要求する。
- 更生管財人・破産管財人の活動につき、全権機関又は裁判所に対し不服を申し立て、また、全権機関に対しこれら管財人の解任を申し立てる決議をとる。
- 回収できない債務者の債権の額を承認する。
- 破産管財人の提出した破産財団換価計画を承認する。
- 監査及び財産目録作成を検討し、倒産手続、更生手続、裁判外清算手続の実施費用の項目・見積りを承認する。
- 倒産者と認定された企業が生産活動を停止しないことが合理的である場合、活動継続により債権者の利益が害されないのであれば、活動を停止しないよう破産管財人に推奨する。
- 本法の定めるその他の権利を有する。

#### 第14条 債権者委員会の決議

- 1 債権者委員会の会議は、構成員又はその代理人の3分の2以上の出席がある場合、有効に成立する。
- 2 債権者委員会の会議は、議事録により正式に形成される。
- 3 債権者委員会の決議は、一構成員が一票を有し、その総数の単純過半数で採択される。
- 4 債務者のその他の債権者は、発言権を持って、債権者委員会の会議に参加する権利を有する。

### 第3章 裁判手続における倒産事件の審理

#### 第15条 倒産事件の開始手続

- 1 倒産事件手続は、本法第4条の定める事由がある場合は債務者及び債権者（複数債権者）の申立てに基づき、本法第26条の定める場合は検察官の申立てに基づき、裁判所において開始する。
- 2 裁判所に債務者の倒産認定を求める債権者の申立権限は、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金については税務機関及びその他の全権国家機関が有し、民事法上の義務については法人及び自然人である債権者が有する。
- 3 倒産事件手続は、裁判所が倒産認定の申立てを受理する決定を出した時から、開始したものとみなされる。
- 4 債務者による自己の倒産認定の申立ては、相応の裁判所の決定なく、取り下げることはできない。債権者（複数債権者）又は検察官の申立ては、倒産認定の本案決定が出る前であれば、取り下げることができる。

### 第16条 倒産事件の参加者

倒産事件の参加者には、以下の者になることができる。

- 一 債務者
- 二 債権者
- 三 労働債権者の代表者
- 四 検察官
- 五 債務者財産の所有者又は当該所有者から授権された機関
- 六 全権機関
- 七 削除

### 第17条 債務者による申立て

- 1 債務者は、以下の決定に基づき、自己の倒産認定を裁判所に申し立てることができる。
  - 一 設立文書により当該決定を授権された法人の機関
  - 二 債務者財産の所有者又は当該所有者から授権された機関
- 2 債務者は、債務者財産の所有者、当該所有者から授権された機関、又は発起人若しくは法人の権限機関が、債務者の清算を決議したが、債権を全額弁済するに財産が不足する場合、裁判所又は全権機関に、自己の倒産認定を申し立てなければならない。

### 第18条 債務者の申立書の形式及び内容

- 1 債務者は、書面により、裁判所に申し立てる。申立書は、法人債務者の代表者又は設立文書により副代表者とされている者が署名する。
- 2 債務者の申立書には、以下の記載が含まなければならない。
  - 一 申立書が提出される裁判所の名称
  - 二 債権者の所在地及び債権額が記載されている、民事法令上の債権を有する債権者一覧
  - 三 債務者が個人に対して負う生命・健康侵害の損害賠償額（ただし、精神的損害賠償義務を除く。）
  - 四 債務者の被雇用者に支払われるべき給与及び手当の支払額、社会保険国家基金に対する社会積立金額、並びに、著作契約に基づく報酬金額
  - 五 税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の額
  - 六 債権を弁済することができない事由

- 七 裁判所が受理した債務者に対する訴え，及び，裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しの請求についての情報
- 八 担保，賃貸又はリースに提供されている財産を含めた債務者財産に関する情報，銀行預金残高に関する情報，預金口座番号及び銀行の所在地，並びに，第三債務者の所在地及び債務額を記載した第三債務者一覧
- 九 申立書の提出日から1年以内に弁済期の到来する債務に関する情報
- 十 倒産事件に参加するための労働集団の代表者（被雇用者の代表者）に関する情報
  - 十の一 自然独占事業に関係する債務者の活動に関する情報，又は，債務者が商品市場において独占的（支配的）地位を有する市場主体であることに関する情報
- 十一 添付資料一覧

債務者の申立書には，倒産事件審理に必要なその他の情報，及び，申立人の有する申立て<sup>6</sup>を記載することができる。

債務者は，全権機関に対し，申立書及び添付書面の写しを送付しなければならない。

### 第19条 債務者の申立書の添付書面

- 1 債務者による倒産認定の申立書には，以下を証明する書面を添付する。
  - 一 所定手続に従い所定額の国家手数料を納めたこと
  - 二 削除
  - 三 負債があり，債務者が債権を弁済することができないこと
  - 四 債務者による申立ての根拠となるその他の状況
- 2 債務者による申立書には，以下も添付する。
  - 一 債務者が裁判所に倒産認定を申し立てる事由となる，所有者若しくは発起人（社員）又は法人機関の決定
  - 二 課目ごとの，受取勘定・支払勘定，不動産及び流動資産の構成の全一覧を含む，最新の報告期間の財務書類
  - 三 倒産事件に参加するための代表者を秘密投票により選出した債務者の労働集団（被雇用者）の集会（会議）の議事録
  - 四 債務者の設立文書
  - 五 債務者が自然独占事業体の場合，債務者が裁判所に倒産認定を申し立てたことの書面による通知を受けてから10日以内に提出された自然独占分野における活動を監督し規制する全権機関の意見
  - 六 債務者がその商品市場において支配的（独占的）地位を有する事業体である場合，債務者が裁判所に倒産認定を申し立てたことの書面による通知を受けてから10日以内に提出された反独占機関の意見

### 第20条 国家手数料納入の猶予

（2006年1月10日付け法律第115-III号により削除）

### 第21条 審理を経ない債務者の申立書の返却

- 1 本法第18条及び第19条の定める要件を満たさない債務者による裁判所への倒産認定の申立ては，審理をせずに申立書を返却する事由となる。

---

<sup>6</sup> 「申立人（この場合，債務者）の有する何らかの申立事項」のことを指すと思われる。

- 2 債務者に本法に従い倒産認定を申し立てる義務があり、申立書に必要書面が添付されていない場合、裁判所は、申立てを受理した上で、倒産事件審理の準備手続において不足している書面を提出するよう要求する。

## 第22条 債権者（複数債権者）による申立て

- 1 倒産事件は、一債権者（複数債権者）の民事法上の債権による申立てに基づき、開始することができる。
- 2 債権者の申立書は、カザフスタン共和国法令の定める一般規則に従い、裁判所に提出される。
- 3 債権者の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
  - 一 申立書が提出される裁判所の名称
  - 二 債務者の名称及び所在地
  - 三 申立債権者の名称及び所在地
  - 四 申立債権者に対する債務者の債務及び弁済期
  - 五 申立債権者の債務者に対する債権の性質及び金額
  - 六 債務者の債務額及び債務者から回収されるべき利子（利益）、違約罰（違約金、遅延利息）及び損害の額
  - 七 申立債権者の債権の一定の法的根拠（裁判所の判決、債務者による債権の承認、これらが無い場合は、債権及びその額の根拠を証明する証拠）
  - 八 申立債権者が把握している債務者の保有する財産に関する情報
  - 九 添付書面一覧
  - 十 債務者に対し請求をした証拠
  - 十一 倒産事件の審理に必要なその他の情報
- 4 債権者は、債務者及び全権機関に対し、申立書及び添付書面の写しを送付しなければならない。
- 5 本条第2項及び第3項の定める要件を満たさない債権者の申立書、また、必要書面が添付されていない申立書は、裁判所が審理をせずに返却する。

## 第23条 債権者の申立書の添付書面

債権者による申立書には、以下を証明する書面が添付される。

- 一 所定手続に従い所定額の国家手数料を納めたこと
- 二 債務者に対し、申立書及び添付書面の写しを送付したこと
- 三 債権者に対する債務者の義務並びに当該義務に基づく債務の存在及び額
- 四 債権の根拠（執行文書、裁判所判決、又は、債務者による書面による承認<sup>7</sup>）
- 五 債権者の申立ての根拠となるその他の状況

## 第24条 一債権者又は複数債権者の債権の合算

- 1 債権者は、債務者に対する異なる種類の債権を合算して、一つの申立てとすることができる。
- 2 複数債権者は、債務者に対するそれぞれの債権を合算し、裁判所に対し一つの申立てを出すことができる。当該申立ては、債権が合算された債権者が署名する。

## 第25条 税金・国家予算に対するその他の義務的支払金に関する税務機関及びその他の全権機関の申立て

---

<sup>7</sup> 「債務者が書面により債権を承認した際の当該承認書面」の意と思われる。



(2006年1月10日付け法律第115-III号により削除)

#### 第26条 検察官の申立て

- 1 検察官は、以下の場合、裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることができる。
  - 一 故意倒産の兆候が判明した。
  - 二 債権者であるカザフスタン共和国又は国家機関の利益のため
  - 三 所在不明債務者の債権者の利益のため
- 2 検察官の申立ては、法的文書に別段の定めがある場合又は法律関係の本質に反する場合を除き、債権者の申立てに関して本法が定める要件に従い、出される。

#### 第27条 倒産事件手続の開始

- 1 裁判所は、法令の要件を満たす倒産認定の申立書を受領し、受領から5日以内に、事件開始の決定を出す。
- 2 裁判所は、債務者、申立人、全権機関、及び、債務者の所在地の執行手続機関に、倒産事件開始の裁判所決定の写しを送付する。

#### 第28条 倒産事件手続開始の効果

- 1 倒産事件手続が開始した時から、以下の効果が発生する。
  - 一 債務者財産の所有者(当該所有者から授権された機関)、発起人(社員)及び法人の全機関は、債務者の財産処分権限を失う。債務者が本法第2条第4項の定める機関である場合、裁判所は、全権機関の申立てに基づき、継続生産及び財産の保全を含めた生産サイクルの維持に最低限必要な支出をする権限を有する者を定めることができる。
  - 二 債務者の財産に関し先に出された裁判所の判決、第三者裁判所の判決、税務機関の決定及び所有者(発起人、社員)又は債務者機関の決定の執行は、個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権(精神的損害賠償請求権を除く)に基づくものを除き、停止される。
  - 三 債務者に対するあらゆる債権は、本法の定める倒産手続の範囲内に限り、請求することができる。
  - 四 債権者の請求権、税務機関、及び、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金に関するその他の全権国家機関の請求権に基づき、債務者の銀行口座から金銭を回収することは、裁判手続を要しない(引落同意を要しない)引落手続での適正な弁済も含め、認められず、債務者の財産に対し強制執行を申し立てることも認められない。
  - 五 株式及び債務者財産の持分の譲渡は、禁止される。
- 2 裁判所は、7日間、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物において、国語及びロシア語で、倒産事件手続の開始を公告しなければならない。

当該公告は、倒産認定を申し立てた者の費用で行われ、本法第40条の定める手続に従い、当該負担者に対し、支払われる。

#### 第29条 債権者又は検察官の申立てに対する債務者の意見書

- 1 債務者は、倒産事件開始の裁判所決定の写しを受領した日から10日以内に、裁判所に対し、債権者又は検察官の申立てに対する意見書を提出しなければならない。
- 2 意見書には、以下の事項が記載される。
  - 一 意見書が提出される裁判所の名称

- 二 申立人の名称，申立ての番号及び日付
  - 三 申立人債権に対する債務者の異議
  - 四 その他の債権者に対する債務，債務者の被雇用者に対する給与の支払額，社会保険国家基金に対する社会積立金，税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の総額
  - 五 担保，賃貸又はリースに提供されている財産を含めた債務者財産に関する情報，銀行預金残高に関する情報，預金口座番号及び銀行の所在地，並びに，第三債務者の所在地及び債務額を記載した第三債務者一覧
  - 六 債務者が申立人の債権を認める場合，当該債権を弁済したことを証明する証拠
- 3 債務者の意見書には，債務者の以下の可能性を証明する書面が添付されなければならない。
- 一 弁済期の到来している負債の履行
  - 二 倒産認定の申立てから3か月以内に弁済期の到来する負債の履行
- 4 正当な理由もなく，債務者が意見書を提出せず，又は，本条第1項の定める期間を守らずに提出した場合，債務者が自己の破綻を認めたこととされ，裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出す事由となり得る。
- 5 債務者の意見書において表明された自己の破綻認定は，裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出す事由となる。
- 債務者が意見書において破綻を認めた場合，本条第3項の定める書面の提出は義務ではない。

### 第30条 債権の実現の保全

裁判所は，債権者，検察官又はその他の事件参加者の申立てに基づき，債権の実現を保全するための以下の措置をとることができる。

- 一 債務者の所有する財産（財産の一部）を，金銭を含めて，差し押さえる。
- 二 債務者に対し，債務者の財産を減少させる又はその他の方法により債権者の利益を害する可能性のある行為を禁止する。
- 三 執行文書又は裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落としを認めるその他の文書による強制徴収を中断する。

### 第31条 裁判審理への事件の準備

- 1 本法第29条の規定を考慮して裁判所に提出された債務者の意見書に債権者又は検察官の請求に対する異議が含まれている場合，当該意見書は，裁判審理に向けた事件準備の事由となる。
- 2 債務者の倒産事件が裁判審理に向けて準備される場合，裁判所は，訴訟手続法令の定める行為に加え，以下の事項を行う。
  - 一 全権機関，債権者，検察官及び倒産事件のその他の参加者に対し，法廷における事件審理の日時及び場所を通知する。
  - 二 債務者に対し，本法第18条第2項及び第19条の定める情報及び書面の提出を要求する。
  - 三 事件の本案審理のための裁判法廷を指定する。

### 第32条 削除

### 第33条 削除

### 第34条 裁判審理

倒産事件は、事件の事前準備終了後、かつ、事件の開始から1か月以内に、裁判審理の日程を指定しなければならず、裁判所は、この点について決定を出す。

倒産事件は、申立てが裁判所に出された日から2か月以内に、裁判法廷において審理されなければならない。

### 第35条 倒産事件にかかる裁判所の判断

- 1 裁判所は、裁判法廷において倒産事件を審理後、以下のいずれかの司法判断を出すことができる。
  - 一 債務者を倒産者と認定し破産手続を開始する本案決定
  - 二 債務者を倒産者と認定しない本案決定
  - 三 更生手続を適用する決定（申立てがある場合）
  - 四 事件手続を終結する決定
- 2 本条第1項の定める裁判所の本案決定及び決定は、本法の定める特則を勘案した訴訟手続法令の要件を遵守していなければならない。

### 第36条 債務者を倒産者と認定する本案決定

- 1 裁判所は、以下の場合、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出す。
  - 一 債務者が、裁判審理過程において、支払能力があることを証明できない場合、事件開始から2か月以内に。
  - 二 債務者が意見書において支払無能を認めている場合、事件開始から30日以内に。
  - 三 債務者が自己の倒産認定を申し立てた場合、事件開始から10日以内に。
  - 四 債権者委員会が、本法第14条第2項の要件に従い債務者に対する更生手続の適用を拒否する場合、債権者委員会の適用否決の決議を受けてから5日以内に。
  - 五 更生管財人が、裁判所に対し、更生手続の実施の不成功という全権機関の意見を書面で提出した場合、倒産事件手続の再開日から10日以内に。
  - 六 全権機関が、更生手続の目的が達成できないことを理由に更生手続の終結を申し立てた場合、倒産事件手続の再開日から10日以内に。
- 2 債務者の倒産認定の本案決定には、以下の事項が記載されなければならない。
  - 一 債務者の清算
  - 二 全権機関への破産管財人任命の委任
  - 三 当該本案決定が出される前に裁判所に出された債権の額
  - 四 破産管財人の任命日から3労働日以内の、債務者の責任者による破産管財人への設立文書、会計書類、財産に関する権利文書、及び債務者の印鑑の引渡し
- 2の1 破産管財人は、債務者の倒産認定の本案決定が発効してから3日以内に、全権機関が任命する。
- 3 債務者の倒産認定・破産手続開始は、破産管財人が、任命日から10日以内に、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物において、国語及びロシア語で公告する。

債務者の倒産認定の公告は、以下の事項を含まなければならない。

  - 一 倒産認定の本案決定を出した裁判機関の名称
  - 二 倒産者の名称及び所在地
  - 三 債権者に対する、公告から2か月間に債務者に対する権利を届け出る必要性の告知

### 第 37 条 債務者を倒産者と認定しない裁判所本案決定

- 1 裁判所は、債権に対する債務者の異議に理由があると認めた場合、債務者を倒産者と認定しない本案決定を出す。
- 2 倒産不認定の本案決定は、債務者に対し訴訟手続法令に従い請求する債権者の権利を制限しない。

### 第 38 条 虚偽倒産における裁判所本案決定

- 1 裁判所は、虚偽倒産の兆候がある場合、倒産不認定の本案決定を出し、有責責任者から、全ての裁判費用を徴収する。
- 2 本案決定には、虚偽倒産による損害の賠償を債務者に対し請求する債権者の権利についての記載が含まれなければならない（本法第 5 条第 2 項）。

### 第 39 条 倒産事件手続の終結決定

- 1 裁判所は、訴訟手続法令の定める事由に基づき、また、以下の場合に、倒産事件手続を終結する。
  - 一 更生手続の実施目的が達成された。
  - 二 削除
  - 三 倒産認定の申立てが取り下げられた（本法第 15 条第 4 項）。
- 2 更生手続の実施目的が達成されたことにより倒産事件手続が終結する場合、終結決定には、以下の記載が含まれなければならない。
  - 一 更生管財人の報告書の承認
  - 二 更生手続の終結

### 第 40 条 手続費用の負担

- 1 倒産認定の本案決定が出された場合、手続費用は、債務者が負担し、その財産から順位外で支払われる。更生手続の実施目的が達成されたことにより倒産事件手続の終結決定が出された場合も、同様の手続で、裁判費用及び手続費用が支払われる。
- 2 裁判所が、債権に対する債務者の異議に理由があると認めて、債務者を倒産者と認定しない場合、本条第 1 項の定める費用は、申立債権者が負担し、複数債権者による申立ての場合は、各債権額の割合で負担する。

### 第 41 条 裁判所の本案決定（決定）の発効 本案決定（決定）の見直し

裁判所の本案決定（決定）は、民事訴訟手続の規定に従い、発効し、第二審及び監督審において見直される。

## 第 3 章の 1 外部監視

### 第 41 条の 1 外部監視

- 1 裁判所は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、以下の事由がある場合、3 か月から 1 年の期間で、債務者につき外部監視手続を開始することができる。
  - 一 申立人を含む債権者 3 名以上が、外部監視手続の適用に同意している。
  - 二 債務者が支払無能である。外部監視を開始する裁判所の決定には、全権機関に 3 日以内に外部監視管理人を任命するよう委任することが記載される。

- 外部監視管理人の任命手続は、全権機関が定める。
- 2 外部監視管理人には、個人事業者である自然人で、倒産手続において支払無能の債務者の財産管理・事業経営を行う資格を全権機関から与えられている者が任命される。  
外部監視管理人に、本法第9条第4項の定める者を任命することはできない。
  - 3 外部監視管理人は、資格が停止された場合、任命手続と同様の手続に従い、債務者の事業経営・財産管理から解任されなければならない。  
資格は、裁判手続において取り消される。
  - 4 外部監視が開始されると、以下の効果が発生する。
    - 一 債務者に対するあらゆる債権は、本法の定める外部監視手続の範囲に限り、請求することができる。
    - 二 債務者の責任者が自己が保有する債務者の財産における株式・持分を処分することは、禁止される。
  - 5 債権者は、裁判所に外部監視開始を申し立てる際、相応の税務機関に連絡をする。

#### **第41条の2 債権者委員会の形成**

- 1 外部監視において債権者の利益を保護するため、債権者委員会が組織され、その構成は、本条の要件に従って、外部監視管理人が形成し、全権機関が承認する。
- 2 債権者委員会は、債務者に対し最大の債権を有する民事法上の債権者が構成員となることができ、未納税がある場合は、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金を有する債権者も構成員となることができる。
- 3 外部監視手続の開始を申し立てた債権者は、当該手続が開始した場合、その債権額に関係なく、債権者委員会の構成員となる。
- 4 債権者委員会は、7名以下の奇数数の構成員からなる。

#### **第41条の3 債権者委員会の権限**

以下の事項は、債権者委員会の権限に属する。

- 一 外部監視管理人の活動を調整し、監督する。
- 二 債務者による不動産譲渡、財産への担保設定、又は財産の賃貸に関する法律行為に対する外部管理人の活動、及び、債務者に損害をもたらすような、市場価格より著しく低価格の法律行為又は十分な根拠のない債務者による法律行為に対する外部監視管理人の活動に同意を与え、また、組織変更を行う。
- 三 債務者財産を保全する措置、債務者を支払無能とした外部監視手続開始前の債務者の法律行為や活動を明らかにし、分析する措置、財産目録に基づき財産を確認する措置、及び、本法の定めるその他の措置につき、全権機関からの同意を得て、外部監視管理人との間で合意を締結する。
- 四 外部監視管理人の活動につき、全権機関に対し、不服を申し立てる。
- 五 裁判所に対し、外部監視手続の延長又は終結を申し立てる。

#### **第41条の4 外部監視管理人の権限**

- 1 外部監視管理人は、以下の権利を有する。
  - 一 債務者財産の保全の追加措置を、また、かかる措置の取消しを裁判所に申し立てる。
  - 二 財産目録に基づき、財産を確認する。

- 三 債務者に対し、債務額が記載されている債権者及び第三債務者の総一覧、詳細な貸借対照表、財務状況報告書及びその他必要な情報を要求する。
  - 四 カザフスタン共和国法令に別段の定めがある場合を除き、裁判所に対し、必要書面、意見書、及び過去3年間の債務者の財務・経済活動に関するその他の情報の第三者による提供を申し立て、これらの情報を当該第三者の所在地において閲覧する。
  - 五 外部監視手続開始前3年の間に行われた法律行為で、債務者の財務状況を悪化させたものを明らかにし、債務者に対し、民事法令の定める事由及び手続に従い、解除するよう要求する。
  - 六 債務者に対し、本法第47条の1の定める義務を履行するよう要求する。
  - 七 本法の定める手続及び額で、報酬を受ける。
- 2 外部監視管理人は、以下の義務を負う。
- 一 債務者に対する活動につき、債権者委員会から合意を得る。
  - 二 債務者の財産を保全し、保護する措置をとる。
  - 三 故意倒産及び虚偽倒産の兆候の有無を明らかにし、かかる兆候が明らかになった場合、権利保護機関に知らせるか、又は、債務者に対し、債務者の財務状況を悪化された財産譲渡に関する法律行為の無効認定を要求する。
  - 四 債務者の債権者及び債務者（第三債務者）を確定し、債務者に対し、自己の債権を回収する措置をとるよう要求する。
  - 五 外部監視終了に際し、債権者委員会及び全権機関が合意した自己の活動についての報告書を裁判所に提出する。

#### 第41条の5 外部監視管理人の責任

外部監視管理人は、カザフスタン共和国法律に従い、責任を負う。

#### 第41条の6 外部監視の費用

手続費用及び外部監視管理人に対する通常支払報酬の支払条件は、外部監視開始前に、外部監視の適用に同意した債権者間の合意により定められる。

#### 第41条の7 債務者の義務

債務者は、以下の義務を負う。

- 一 外部監視開始の決定が発効した日から1週間以内に、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物に、国語及びロシア語で、外部監視開始の公告を掲載する。
- 二 外部監視管理人の請求により、
  - 外部監視前に行われた、不動産の譲渡、財産への担保設定又は財産の賃貸に関する法律行為、及び、債務者の資産総額の10%以上の価値の法律行為についての財務経済上及び組織上の活動に関する情報を提出する。
  - 債務者の財務状況を悪化させた財産譲渡に関する法律行為を解除する措置をとる。
- 三 費用の増加；会計書類基準に基づく自己資本の変更；組織変更；不動産の譲渡、財産への担保設定又は財産の賃貸に関する法律行為；債務者の資産額の10%以上の価値を有する財産の取得又は譲渡に関する法律行為について、外部監視管理人から同意を得る。

#### 第41条の8 外部監視の終結

外部監視は、以下の場合、裁判所が外部監視管理人の最終報告書を承認した際に、終結する。

- 一 外部監視の期間の満了
- 二 外部監視の目的の達成

## 第4章 更生手続

### 第42条 更生手続の適用

更生手続は、債務者の申立てがあり、債権者委員会及び全権機関が同意する場合、営利団体に対してのみ、裁判手続において適用される。

### 第43条 更生手続適用の申立て

- 1 破綻債務者は、支払能力回復の可能性がある場合、裁判所に倒産認定を申し立てる前に、全権機関に対し、更生手続の適用を申し立てることができる。債権者又は第三者は、倒産事件の開始前に、同様の申立てをすることができる。
- 2 申立書には、債務者に対し更生手続を適用することの合理性の根拠、及び、本法第11条を考慮した上での債権者委員会の構成についての意見が含まなければならない。
- 3 申立書には、以下を添付する。
  - 一 過去2年間の財務報告書
  - 二 破綻債務者の更生計画
    - 二の一 債務者の支払能力回復の現実的可能性についての監査報告
  - 三 全被担保債権額の50%を超える債権を保有する担保権者及び破産債権者の債権額の50%を超える債権を保有する破産債権者の、更生手続適用についての書面による同意
- 4 全権機関は、本法の要件に従い、債権者委員会を形成し、承認し、本法の定める期間内に債権者委員会の第一回会議を招集する。第一回会議では、更生計画が審議されなければならない。
  - 4の1 自然独占事業体、商品市場において支配的（独占的）地位を占める事業体、又は、国民の生活・健康、国家防衛、環境に影響を与え得るために共和国経済において政策上重要な事業体の更生計画は、相応の中央執行機関、カザフスタン共和国国家防衛委員会の相応の地域機関の同意を得なければならない。街形成企業については、相応の州（共和国重要都市、首都）の政府の同意を得なければならない。
- 5 提出された債務者の更生計画が、本法の定める債権者委員会の決議手続に従い、債権者委員会及び全権機関に容認<sup>8</sup>された場合、債務者が更生手続実施を申し立てることに対する債権者委員会及び全権機関の同意は、裁判所に提出される。
- 6 提出された債務者の更生計画が、債権者委員会及び全権機関に容認（同意）され、更生計画に同意しなかった債権者の利益を害さない場合、裁判所は、債権者集会及び全権機関から更生計画実施に対する合意が提出されてから5日以内に、更生計画を承認し、債務者に対し更生手続を適用する決定を出す。

### 第44条 破綻債務者の更生計画

- 1 破綻債務者の更生計画は、債務者の支払能力回復のための具体的な施策（更生措置）及び第47条第2項の定める債権についての弁済期を含まなければならない。

更生計画は、全権機関及び債権者委員会の同意がある場合に変更することが認められ、当該変更は、裁判所が承認する。

---

<sup>8</sup> 「容認（одобрение）」：後に他の機関等の承認が必要な場合に使われる。

- 2 更生措置には、破綻債務者の清算の回避に向けられた、組織経済、技術、財務経済に関する施策、法的施策、その他法令に反しないあらゆる施策、及び、このような手法を組み合わせた施策、特に、再生支援、競売による財産（資産）の売却、債務者の保有する債権の譲渡、債務の株式への転換、和議の締結を含めることができる。

#### 第 45 条 更生手続の適用事由

債務者の清算を回避することを目的とした債務者の支払能力の回復の現実的可能性が、更生手続適用の事由となる。債務者の支払能力の回復の現実的可能性は、監査報告、相応の契約、決済、経済的根拠及びその他の書面に基づき証明される。

#### 第 46 条 更生手続開始の効果

- 1 債務者に対し更生手続が実施されている間、更生管財人が任命され、法人の財産管理・事業経営を扱う法人の全機関の権限は、更生管財人に移譲される。更生管財人は、更生計画に従い、債務者の更生に向けた活動（雇用者の解雇、内部組織変更、内部部署の整理等）を実施することができる。  
更生計画の定める財産（資産）の売却は、競売により行う。
- 2 破綻債務者に対する債権は、更生手続の実施期間中、本法第 47 条の定める手続により、弁済を受ける。
- 3 更生手続が開始した時から、債務者の全ての債務につき違約罰（違約金、遅延利息）は加算されず、また、貸付金につき利息は加算されない。

#### 第 47 条 債権者への支払

- 1 更生手続が開始した時から、支払は以下のように行われる。
  - 一 生命・健康侵害に基づく個人の損害賠償請求権（精神的損害賠償請求権を除く。）は、弁済される。
  - 二 更生手続開始後に弁済期の到来した、労働契約に基づき働く者の手当及び給与、社会保険国家基金への積立金、並びに、著作契約に基づく報酬は、支払われる。
  - 三 更生手続開始後に納付期の到来した税金・国家予算へのその他の義務的支払金は、支払われる。
  - 四 更生手続実施期間中に弁済期の到来した債権（更生管財人が締結した契約から発生した債権も含む。）は、弁済される。
- 2 債務者に対するその他の債権は、執行正本により回収されるもの、及び、裁判外手続により回収されるものも含めて、債権登録簿の承認後、本法第 75 条の定める順位で、更生計画に従い支払われる。
- 3 債務者に対する債権の届出・審理、及び、債権登録簿の承認は、本法第 71 条から第 73 条の定める手続に従い、行われる。
- 4 更生手続開始前に発生した債権は、債権登録簿承認後に弁済される。

#### 第 48 条 更生管財人

更生管財人は、更生手続適用の裁判所決定が発効してから 5 日以内に、全権機関が任命する。

#### 第 49 条 更生管財人の報酬



- 1 更生管財人の報酬は、債務者財産から支払われ、手続費用とみなされる。報酬額及び支払方法は、債権者委員会が、本条の要件に従い、決定する。
- 2 更生管財人の報酬には、以下が含まれる。
  - 一 職務遂行の全期間における通常支払。その月額は、月決算指標の 50 倍を越えてはならない。
  - 二 活動結果に基づく追加支払は、更生手続の目的が確実に達成される条件で、更生管財人に対し、債権弁済に向けられた資金から支払われる。
- 3 更生管財人の職務が債務者経営責任者に課される場合、本条第 2 項第 2 号の定める追加支払は行われぬ。

### 第 50 条 更生手続の期間

更生手続の期間は、3 年を超えてはならない。裁判所は、更生管財人の申立てに基づき、債権者委員会の同意の下、全権機関の意見がある場合、実施期間を延長することができるが、延長期間は、6 か月を超えてはならない。

### 第 51 条 更生管財人の権限

- 1 更生管財人は、以下を行う。
  - 一 債務者の財産を管理下に置き、本法の定める範囲で処分する。
  - 二 現行法令の定める、債務者財産についての債務者の全機関の相応の権利を有し、義務を履行する。
    - 二の一 全権機関により任命された日から 10 日以内に、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物において、国語及びロシア語で、債務者に対する更生手続の適用及び債権届出手続の公告を掲載する。
  - 三 更生計画を実行する。
    - 三の一 債権登録簿の承認後、裁判所に対し、債権弁済部分についての更生計画の変更を申し立てる。
    - 三の二 債権登録簿を作成し、管理する。
  - 四 本法の定めるその他の職務を担う。
- 2 更生管財人は、債権者委員会の同意の下、以下を行う。
  - 一 債務者財産の処分に関するあらゆる法律行為を行う。
  - 二 削除
  - 三 債務者の被雇用者への給与支払を含む、消費に向けられた費用の増加につながる決定をする。

本項の規定は、更生計画の定める債務者財産の処分に関する法律行為には適用されない。
- 3 更生管財人は、全権機関又は債権者委員会の代表者の請求に基づき、債務者財産の処分に関する法律行為を報告しなければならないが、このような請求がない場合は、全権機関及び債権者委員会に対し、かかる法律行為についての月間報告を提出しなければならない。
- 4 更生手続開始後に発生した債務者の金銭債務の総額が更生手続開始時の債務総額の 20% を超えた場合、更生管財人は、債権者委員会の同意がある場合に限り、新たに債務者に金銭債務を発生させる法律行為を行うことができる。
- 5 更生管財人は、債務者が本法第 6 条の定める状況下で行った法律行為を明らかにし、裁判手続において、当該法律行為の無効認定を求める請求又は財産の返還を求める請求を出す。

## 第 52 条 更生管財人の責任

更生管財人は、更生手続を不適切に実施した場合、法令に従い責任を追う。

## 第 53 条 更生手続の終結

- 1 更生管財人は、以下の場合、裁判所に対し、債務者についての更生手続の終了を申し立てる。
  - 一 債務者について更生手続の目的が達成された。
  - 二 更生管財人が、更生手続の目的の達成が不可能であることを確信した。更生管財人の申立書には、全権機関の意見及び更生管財人の報告書を添付する。報告書の様式及びその同意手続は、全権機関が承認する。
- 2 債務者財産の所有者（当該所有者から授権された機関）、又は、更生計画の実施若しくは更生管財人の行為（不作為）が自己の利益を害すると思料する債権者は、更生計画の見直し、又は更生手続の終結を裁判所に申し立てることができる。当該申立ては、10 日以内に裁判所が審理し、審理の結果に基づいて決定が出される。
- 3 全権機関は、更生手続の継続が不合理である場合、更生手続の終結を裁判所に申し立てることができる。

## 第 54 条 更生手続終結の効果

更生手続期間が満了した後、又は、本法第 53 条の定める場合は当該期間の満了前、裁判所は、以下を行うことができる。

- 一 更生手続の目的が達成された場合、債務者について更生手続を終結し、倒産事件手続を終結する決定を出す。
- 二 更生手続の目的の達成が不可能な場合、債務者について更生手続を終結し、債務者を倒産者と認定して破産手続を開始する本案決定を出す。

裁判所が債務者を倒産者と認定して破産手続を指定する場合、更生の期間に発生した債務は、本法第 75 条の定める手続に従い弁済される。

## 第 55 条 再生支援

- 1 破綻債務者の更生計画が、再生手段として債務者に対する再生支援を含む場合、再生支援者が、更生計画に従い、債務者及び（又は）債権者に金銭を振り込むという義務を示した書面で、金額と期日を記載したものを添付しなければならない。
- 2 再生支援者は、全債権者の債権が債権者の合意した弁済期に弁済されることを保証する義務を負うこともできる。この場合、債務者の経営は、再生支援者又は再生支援者の任命する者が、更生管財人に認められる権限の範囲で行う。本法第 9 条第 2 項の 1 及び第 4 項の定める規定は、再生支援者には適用されない。

裁判所及び全権機関は、再生支援者に対し、本条第 1 項及び第 2 項の定める義務を履行できることを証明する書面を提出するよう要求することができる。

## 第 56 条 再生支援者の合意

2 名以上の者が、債権弁済を保証する義務を負い、再生支援をする場合、これらの再生支援者は、債権者に対する各人の責任の範囲、再生支援開始後に再生支援を取りやめた者がいる場合の再生支援者の責任、及び、債務者の財産管理への支援方法を定める合意を締結しなければならない。

## 第 57 条 再生支援者の責任

- 1 本法第 55 条第 2 項の定める義務を負う再生支援者は、再生支援の目的が、不可抗力により、又は、債権者若しくは債務者（債務者財産の所有者）の行為により達成されなかったことを証明しない限り、債務者の清算後に弁済されずに残った債務につき補充責任を負う。  
再生支援者が 2 名以上の場合、これらの者は、合意に別段の定めがある場合を除き、連帯して責任を負う。
- 2 債権弁済を保証する義務を負わない再生支援者の責任は、全権機関及び債権者委員会の承認した、再生支援者と更生管財人の合意により定められる。

## 第 58 条 再生支援参加者の権利

- 1 再生支援の目的が達成されたことにより倒産事件手続が終結する場合、本法第 5 条第 2 項の定める義務を負う再生支援者で、債務者財産の所有者ではないものは、会社社員総会が再生支援開始前に採択した決議に基づき、投資した金額で、会社社員の権限を有する。国家企業又は生産協同組合が債務者である場合は、財産所有者から授権された相応の国家機関又は組合員総会の決議に基づき、あらかじめ会社形態に組織変更した後に、会社社員の権限を有する。  
上記決議は、更生計画と一緒に、裁判所に提出されなければならない。  
この場合に設立された会社の定款資本額は、2 年間で一定額に増額することを条件に、法令の定める最低額よりも少なくてもよい。
- 2 再生支援者が 2 名以上の場合、債務者の財産における持分は、各支援者が、再生支援のために拠出した資金額の割合に応じ、決められる。

## 第 59 条 債務者が有する債権の譲渡

- 1<sup>9</sup> 更生計画には、債務者が有する債権を、法令に従い実施する公開競売における売却により譲渡することを定めることができる。

## 第 5 章 和議（第 60 条から第 64 条まで）

（1998 年 7 月 1 日削除）

## 第 6 章 破綻債務者の清算（破産手続）

### 第 65 条 総則

- 1 破産手続は、債権の満足及び倒産者の免責を目的として実施される。
- 2 破産手続の実施期間は、9 か月を超えてはならない。当該期間は、債権者委員会の同意の下、破産管財人の申立てに基づき、全権機関が、3 か月を超えない期間、延長することができる。  
破産手続の期間は、倒産認定の本案決定が発効した日から算定される。
- 3 自然独占事業者、商品市場において支配的（独占的）地位を占める事業者、又は、国民の生活・健康、国家防衛、環境に影響を与え得るために共和国経済において政策上重要な事業者の倒産の場合、及び、国家の主導により倒産者と認定された機関の倒産の場合、破産手続の実施期間は、債権者委員会の同意の下、破産管財人の申立てに基づき、全権機関が、6 か月を超えない期間、延長することができる。

### 第 66 条 破産手続の参加者

<sup>9</sup> 原文ママ。第 2 項以下は、削除されたものと思われる。

破産手続には、裁判所、債権者委員会、倒産者、破産管財人、全権機関及びその他の利害関係人が参加する。

#### 第 67 条 破産手続における裁判所の権限

裁判所は、破産手続において、以下の権限を有する。

- 一 破産手続を開始し、終結する。
- 二 法人の倒産認定の本案決定を出したことを、法人登記を扱う司法機関、全権機関及び債務者の所在地の執行手続機関に通知する。
- 三 債務者が被告となっている財産上の紛争事件を、自身の手続とする<sup>10</sup>。
- 四 全権機関に対し、破産管財人の任命を委任する。
- 五 破産手続の参加者間の紛争を処理する。

#### 第 68 条 倒産者に対する破産手続開始の効果

- 1 裁判所が、債務者の倒産認定・清算の本案決定を出した時から、以下の効果が発生する。
  - 一 倒産者は、財産の譲渡及び一時的な引渡しが禁止される。
  - 二 倒産者の全ての負債の弁済期は、到来したものとみなされる。
  - 三 倒産者のあらゆる種類の債務につき、違約罰及び利子（利益）の加算は終結する。
  - 四 倒産者が参加し、裁判所で審理されている財産上の争いは、これについての判決が発効していない場合、打ち切られる。
  - 五 財産上の権利は、破産手続の範囲に限り、債務者に請求することができる
- 2 削除
- 3 破産財団に不動産が含まれる場合、倒産者が第三者に不動産を譲渡及び利用するために引き渡すには、不動産に対する権利を登記する機関に登記しなければならない。

#### 第 69 条 破産管財人・清算人

- 1 全権機関は、破産手続の実施のため、倒産認定の本案決定が発効してから 5 日以内に、破産管財人を任命する。

破産管財人の任命及び登録の手続は、全権機関が定める。
- 2 破産管財人（清算人）の報酬は、債権者への支払の前に、破産財団から支払われる。

破産管財人の報酬には、以下が含まれる。

  - 一 職務遂行の全期間における通常支払。その月額は、月決算指標の 50 倍を超えてはならない。
  - 二 活動結果に基づく追加支払は、債権弁済に向けられた資金から手続費用を控除した額の 7% を超えない額で、債権者委員会が決定する。

#### 第 70 条 破産管財人・清算人の権限

破産管財人は、以下を行う。

- 一 任命から 10 日以内に、本法の要件に従い債権者委員会を構成し、全権機関に当該構成の承認を求め、債権者委員会の第一回会議を招集する。
- 一の一 債権者委員会の全構成員に対し、債権者委員会の第一回会議開催の場所及び日程を通知する。

---

<sup>10</sup> 「債務者が被告となっている財産上の紛争事件を、破産手続に取り入れる。」という意味だと思われる。

- 一の二 全権機関により任命された日から 10 日以内に、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物に、国語及びロシア語で、債務者の倒産認定及び債権届出手続の公告を掲載する。
- 一の三 全権機関により任命された日から 1 週間以内に、統計を扱う全権国家機関の地域支部に、法人の倒産認定の裁判所本案決定の写しを送付する。
- 二 債務者の財産を、保全し、管理できる状態に置く。
- 三 債務者に対し債務を負う者に、法令の定める手続に従い、弁済を請求する。
- 四 債務者が本法第 6 条の定める状況下で行った法律行為を明らかにし、裁判手続において、当該法律行為の無効認定を求める請求又は財産の返還を求める請求を出す。
- 五 倒産者の被雇用者に対し、カザフスタン共和国労働法令に従い、労働契約の来るべき終結を通知する。
- 六 全権機関の同意を得た後、債権者委員会に対し、債権の弁済を目的とした倒産者の財産（資産）売却計画を、承認を求めて提出し、当該計画を実行する。
- 六の一 全権機関からの問合せがあった場合、全権機関に対し、破産手続に関する必要情報を提供する。
- 七 債権者への支払を行う。
- 八 債務者を倒産に至らしめた責任のある者を明らかにし（責任者、債務者の社員（発起人））、裁判所に訴える。
- 九 債権登録簿を管理する。
- 九の一 財産目録を作成する。
- 十 本法の定めに従い、その他の権限を有する。

## 第 71 条 債権

- 1 債務者に対する債権は、債務者の倒産認定が公告されてから 2 か月以内に、届け出られなければならない。

債権の届出には、債権額（元金、利子（利益）、違約罰及びその他違約制裁、損害の額は、それぞれの額）が、債権の根拠及び額を証明する書面（発効した裁判判決、契約書の写し、債務者の債務承認）を添付して、記されなければならない。

外貨建債権は、債務者の倒産認定・清算の本案決定が出された時点におけるカザフスタン共和国国立銀行の定める為替率により、テングに換算される。

- 2 本条第 1 項の定める期間内に届け出られた債権は、破産管財人が、届出から 1 か月以内に審理しなければならないが、破産管財人が認めた債権は、債権登録簿に記載される。

債権登録簿には、事前に裁判所に届け出られた債権も、本条第 1 項第 2 段の定める要件を満たしている場合、含めることができる。

債権登録簿には、カザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券を裏付け、分離されている資産、及び、以下の財産により担保されている抵当証券所持者の債権は含まれない：抵当住宅ローン契約（抵当証書も含む）に基づく債権、及び、カザフスタン共和国国債証券（法律行為又はカザフスタン共和国法的文書の定めるその他の事由により、証券所持者が当該証券の所有権を取得し、又は、譲り受けた場合）。

債権登録簿には、政府保証付インフラストラクチャー証券に基づく債権は含まれない。

- 3 債権者は、債務者に対し、債務及びこれに対する利子（利益）、債務者の債務不履行又は不適切な履行に基づく損害、並びに、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の違約制裁を届け出ることができる。
- 4 利子（利益）額は、裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出した時点で確定する。
- 5 損害、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の違約制裁の額は、債務者の倒産認定・清算の本案決定が出された時点で確定し、更生手続が適用された場合は、更生手続が開始した時点で確定する。  
倒産手続に参加することに伴う債権者の費用は、支払う必要はない。

#### 第 71 条の 1 破産管財人・清算人の責任

破産管財人・清算人は、職務を履行しなかった場合又は不適切に履行した場合、カザフスタン共和国法律に従い、責任を負う。

#### 第 72 条 債権の審理

- 1 破産管財人は、各債権者に対し、債権の審理の結果（債権を全額又は一部認めるか、認めないか）を、判断の翌日に、書面で通知しなければならない（認めない場合は、その理由を記載する。）。
- 2 削除
- 3 債権者、発起人（社員）は、破産管財人の決定に同意しない場合、1 か月以内に、全権機関、又は、倒産事件を審理し争いのある債権につき発効している判決を出した裁判所に対し、破産管財人の決定についての不服を申し立てることができる。
- 4 債権者は、債権登録簿の内容を知ることができる。

#### 第 73 条 債権登録簿の承認

- 1 破産管財人は、債務者の倒産認定・清算の本案決定が発効した日から 4 か月以内に、債権登録簿及び債権の審理結果を、全権機関に対し、承認を求めて提出しなければならない。
- 2 破産管財人が提出した債権登録簿及び債権の審理結果は、債権者又は発起人（社員）の異議がなければ、1 週間以内に、全権機関が承認する。債権者又は発起人（社員）から異議が出された場合、当該争いは、本法第 72 条第 3 項の定める手続に従い審理される。

#### 第 74 条 破産財団

- 1 破産財団には、以下が含まれる。
  - 一 会計書類に反映されていない財産も含む債務者の財産で、請求権（取立勘定）を含む債務者の所有権を証明する書面があるもの。ただし、本法第 83 条第 2 項の定める財産を除く。
  - 二 土地法令が定める場合、債務者の恒常的土地使用権及び一時的土地使用権
- 2 破産財団には、合名会社の固有財産、合名会社・合資会社の元社員の財産、補充責任会社の社員の財産及び生産協同組合の組合員の財産が含まれ、別途考慮され<sup>11</sup>、倒産者の財産が不足する場合、民事訴訟法令による当該財産への強制執行が認められる。
- 3 法令が債務者を倒産に至らしめた者の債務者の債務についての補充責任を定めている場合、当該責任額は、債権総額と債務者の破産財団の差額により、決められる。破産管財人は、全債

---

<sup>11</sup> 「破産財産に含まれるが、他の破産財団とは別個に扱われる」という意味であると思われる。

権者の利益のために、当該責任を負う者に対し請求しなければならない。債権者が、破産管財人の請求と別に、自己の利益のために、請求することは認められない。

#### 4 破産財団には、以下は含まれない

一 国家貯蔵として没収され得る物的財貨

二 カザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券を裏付け、分離されている資産、及び、抵当証券を裏付ける以下の担保財産：抵当住宅ローン契約（抵当証書も含む。）に基づく債権、及び、カザフスタン共和国国債証券（法律行為又はカザフスタン共和国法的文書の定めるその他の事由により、証券所持者が当該証券の所有権を取得し、又は、譲り受けた場合）。当該財産及びカザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券を裏付け、分離されている資産は、清算委員会が、抵当証券所持者の代表者又はカザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券の所持者の代表者に対し、カザフスタン共和国証券市場法令に従い、債権の弁済として引き渡す。

三 地下資源及び地下資源利用についてのカザフスタン共和国法令に従い形成された運用基金

四 許認可の対象となる財産

### 第 75 条 破産財団の分配順位

1 手続費用及び裁判費用は、順位外で、債務者の財産から支払われる。

手続費用は、債権者委員会と破産管財人の同意により決められた予算の範囲内で、更生管財人・破産管財人が、費用が発生したごとに支払うことができる。

2 第一順位では、清算される倒産者に対する生命・健康侵害の個人の損害賠償請求権が、相応の定期支払を引き直して、弁済される。

3 第二順位では、本法第 78 条の定める場合を除き、労働契約に基づき働いていた者への給与及び手当、社会保険国家基金への社会積立金、労働支払から控除して支払われるべき扶養料及び強制年金の納付金、並びに、著作契約に基づく報酬が弁済される。

4 第三順位では、清算される倒産者の財産により担保されている債権が、担保されている範囲で弁済される。

5 第四順位では、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金が支払われる。

6 第五順位では、本法及びその他の法的文書に従い、その他の債権が支払われる。

### 第 76 条 債権者への支払規則

1 各順位の債権は、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済を受ける。

債権は、その債権者の同意がある場合、金銭の支払及び（又は）財産による代物弁済も含めた法令に反しない方法で満足を受けることができる。

税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の債権者以外の債権者は、破産管財人が、代物弁済を提案した日から 15 日以内に、当該提案に対する同意（不同意）を書面で表明しなければならない。債権者が、上記期間内に、書面により同意を表明しなかった場合、債権者が代物弁済を拒否したものとみなされる。

2 倒産者の財産が不足している場合、財産は、弁済を受けるべき債権額に応じて、同順位の債権者間で、按分される。

3 破産管財人が、債権の弁済を拒否した場合、又は、債権を審理しない場合、債権者は、清算貸借対照表が承認されるまで、裁判所に対し、破産管財人に対する訴えを提起することができる。

- 4 本法第 71 条第 1 項の定める期間満了後、清算貸借対照表の承認前に届け出られた債権は、所定期間内に届けられた債権が弁済を受けた後に残った債務者の財産から、弁済を受ける。
- 5 全債権者への支払が完了する前に届け出られた第一順位及び第二順位債権は、破産財団から弁済されなければならない。これらの債権が債権登録簿に含まれるまでは、相応の順位の債権の弁済が停止される。所定期間に届けられたが破産管財人に認められなかったその他の順位の債権で、債権の弁済を認める裁判所判決があるものも、同様の手続で、弁済されなければならない。
- 6 倒産者の財産が不十分なために満足を受けなかった債権者の請求権及び清算貸借対照表の承認までに届け出られなかった債権者の請求権は、弁済されたものとみなされる。  
当該請求権は、債権者が、破産手続の終了の裁判所決定に基づき、受取勘定から抹消しなくてはならない。

#### 第 77 条 第一順位債権の支払額及び支払方法

- 1 債務者が個人に対して負う生命・健康侵害の損害賠償額は、当該個人が 70 歳に達するまで、ただし、10 年以上の期間、払われるべき相応の定期支払（債務者の倒産認定日における額）を引き直して算定される<sup>12</sup>。当該個人が 70 歳を超えている場合、引直期間は、10 年とする。
- 2 本条第 1 項の定める手続に従い算定される金額が支払われると、債務者の損害賠償義務は消滅する。
- 3 倒産者の財産が不十分なために満足を受けられなかった第一順位債権は、民事法令の定める手続に従い、支払われる。

#### 第 78 条 第二順位債権の支払額及び支払方法

- 1 第二順位債権額の算定の際には、本条第 2 項及び第 3 項の定める場合を除き、倒産事件手続開始時点で未弁済の債務が基準となる。
- 2 倒産事件手続開始前の 1 年以降の期間に被雇用者への労働支払を増額したことで発生した給与及び手当の支払債権の増加分は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。
- 3 倒産事件手続開始の 1 年前からの期間に発生した労働関係に関する給与及び手当の支払債権は、債権登録簿では、倒産事件手続開始前の 1 年に先行する 12 暦月の間に債務者に発生した労働支払の月平均を超えない額を考慮して、第二順位債権として扱われる。その他の債権（違約金、遅延利息、補正金）は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。
- 4 倒産事件手続開始後に、労働契約に基づき働いていた者の給与及び手当、社会保険国家基金への社会積立金、労働支払から控除して支払われるべき扶養料及び強制年金の納付金、並びに、著作契約に基づく報酬を、債務者が全額支払わなかった場合、債務者の倒産認定・清算の本案決定が発効する前に支払われなかったものは、本条第 2 項及び第 3 項の定める場合を除き、第二順位債権者に対する債務に含まれる。

#### 第 79 条 第三順位債権の支払額及び支払方法

- 1 被担保債権額の算定の際には、担保により保証されている部分の債務が基準となる。
- 2 被担保債権は、担保物の価値から満足を受ける。
- 3 担保により保証されていない部分は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。

---

<sup>12</sup> 「...当該個人が 70 歳に達するまでの間に(ただし、当該個人が 61 歳以上の場合は算定期間を 10 年間として)、払われるべき相応の定期支払（債務者の倒産認定日における額）を引き直して算定される。」ということと思われる。



#### **第 80 条 第四順位債権の支払額及び支払方法**

- 1 税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の額の算定の際には、倒産事件手続開始時点での債務（未納分）が基準となる。
- 2 倒産事件手続開始後に課せられた税金・国家予算に対するその他の義務的支払金を債務者が全額支払わなかった場合、債務者の倒産認定・清算の本案決定が発効する前に支払われなかったものは、第四順位債権者に対する債務に含まれる。
- 3 金融制裁金は、第五順位債権として扱われる。

#### **第 81 条 第五順位債権の支払額及び支払方法**

- 1 第五順位債権額の算定の際には、被担保債権及び法人の発起人（社員）の債権を除き、債権者に生じた利子（利益）も含めた民事法上の債権、並びに、本法第 78 条第 2 項及び第 3 項の定める場合の労働契約に基づいて働いていた者への給与及び手当の支払債権が基準となる。
- 2 第五順位に属する損害賠償請求権及び違約罰（違約金、遅延利息）は、別途算定され、債権及び利子（利益）の弁済後に、弁済を受ける。

#### **第 82 条 給与債権を有する債権者の利益の代理**

- 1 債務者に対し給与債権を有する者は、集会（会議）において、秘密投票で、債務者やその債権者から自己の利益を保護する権限を有する代表者を選任する。  
給与債権者の代表者は、債権者集会に参加し、一票を有する。
- 2 本条第 1 項の定める手続に従い選任された代表者は、破産手続実施期間中、本法の認める債権者としての権利を全て享受する。代表者は、自己を選任した集会（会議）に対し、債権登録簿における給与債権の承認結果及び債権の審理結果を報告する。

#### **第 83 条 債務者財産の価値の査定**

- 1 破産管財人は、債務者の清算の過程において、諸条件の比較に基づき相応の専門家も依頼し、債権を含む債務者の財産（資産）を査定する。
- 2 債権は、以下の財産を除いた、本条第 1 項に従い査定された債務者の全財産から弁済を受けなければならない。
  - 一 法令により取引が制限されている財産
  - 二 債務者が所有権に基づいて保有していない財産

#### **第 84 条 債務者財産（資産）の売却**

- 1 債権を含む債務者の財産は、破産管財人が、全権機関が同意し、債権者委員会が承認した財産売却計画に従って、競売を実施することにより売却する。  
競売の実施手続は、カザフスタン共和国政府が決定する。
- 2 債務者の財産で、財産売却計画に従い売却に出されたが換価されずに残ったものは、全額弁済を受けなかった相当の順位の債権者の共有に、その債権者の同意の下、移されなければならない。

#### **第 85 条 債権弁済後の残余財産**

- 1 債権の弁済後に残った金銭は、破産管財人が、法令又は債務者の設立文書に従い、債務者財産の所有者又は債務者の発起人（社員）に引き渡す。

- 2 売却に出されたが換価されずに残った現物の債務者財産で、債権者が弁済としても引き取らなかったものは、民事法令の定める場合を除き、法人債務者の財産所有者又は発起人（社員）に引き渡される。

#### **第 86 条 倒産者の免責**

- 1 倒産者は、債権者への支払が終了した後、義務並びに法人の倒産認定の際、執行にかけられた債権及び算定された債権から免責される。
- 2 倒産者は、倒産認定の申立てがされる前 3 年の間に財産の一部を隠匿し、若しくは、隠匿の目的で財産の一部を他の者に引き渡した場合、又は、帳簿、領収書、及び書類を含む必要な会計情報を隠匿し、若しくは偽造した場合、免責されない。

#### **第 87 条 破産管財人の報告書**

- 1 破産管財人は、債権弁済後、全権機関の同意を得た自己の活動についての報告書を、清算貸借対照表及び債権弁済後に残った財産の処理報告書を添付して、裁判所に提出する。  
報告書の形式及び同意手続は、全権機関が承認する。
- 2 裁判所は、報告書等が提出されてから 15 日以内に、破産管財人の報告書及び清算貸借対照表を承認し、破産手続を終了する決定を出す。  
裁判所は、破産手続終了後、1 週間以内に、全権機関に対し、弁済されなかった第一順位債権の情報を含む、承認された破産管財人の報告書の抜粋を送付する。  
破産手続終了決定において、破産管財人の報酬支払及び換価されずに残った債務者財産に関する未解決の問題は、破産手続終結決定において、解決されなければならない。裁判所決定の写しは、破産管財人が、法人国家登記を扱う機関、全権機関、統計を扱う全権国家機関の地方支部、及び、債権が満足を受けなかった倒産者の債権者に送付する。

#### **第 88 条 債務者の清算の終了**

- 1 削除（1998 年）
- 2 削除（1998 年）
- 3 法人国家登記簿に記載された後、債務者の清算は終了したものとみなされ、債務者はその活動を終了したものとみなされる。

### **第 7 章 簡易倒産手続**

#### **第 89 条 通常清算中の債務者の倒産**

- 1 本法第 17 条第 2 項の定める状況が判明した場合、法人の機関又は清算委員会は、裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てなければならない。清算委員会は、上記状況が判明した場合、当該事項を、法人債務者の代表機関に通知しなければならない。
- 2 債務者財産の所有者及びその発起人（社員）に対しては、裁判所が事件を開始した時から、本法第 28 条の定める効果が適用される。

#### **第 90 条 裁判所による事件審理**

- 1 通常清算中の法人を倒産者と認定する事件を開始した裁判所は、1 か月以内に、債務者を倒産者と認定し、清算する本案決定を出す。

- 2 事件の審理の際、債務者の保有する財産（資産）により、全債権者の債権を全額弁済することができることが確認された場合、裁判所は、債務者を倒産者と認定しない本案決定を出す。裁判所の本案決定は、通常手続に従い、債務者の清算を続ける事由となる。

#### **第 91 条 債務者の清算の手続**

本法第 65 条から第 88 条の定める手続による債務者の清算は、破産管財人が行う。

#### **第 92 条 倒産手続における、債務者清算の拒否の効果**

- 1 法人が倒産手続により清算されなくてはならないという状況があるにもかかわらず、所有者、発起人（社員）、又は清算委員会が裁判所に債務者の倒産認定を申し立てず、法人を清算した場合、債権を全額満足しなかったことは、法人統一国家登記簿に法人の終結を記載することを拒否する事由となる。
- 2 債務者財産の所有者、発起人（社員）、又は清算委員会（清算人）が本法又はその他の法的文書に従い債務者の未弁済債務につき責任を負う場合、債権者は、満足を受けずに残った債権の支払を、これらの者に請求することができる。

#### **第 93 条 債権者の申立てに基づく、通常清算中の債務者の倒産**

- 1 法人の所有者又は法人の発起人（社員）が法人の清算を決議しても、債権者が裁判所に当該法人の倒産認定を申し立てることは妨げられない。
- 2 裁判所が倒産認定の本案決定を出した場合、本章の規定は適用されず、債務者の清算は、本法第 65 条から第 88 条の定める規定に従い、行われる。

#### **第 94 条 所在不明債務者の倒産**

- 1 所在不明債務者に対する倒産事件は、裁判所が、債権者又は検察官の申立てに基づき開始することができる。  
所在不明債務者に対しては、本法第 3 条第 4 項の定める規定は適用されない。
- 2 裁判所は、事件開始日から 5 日以内に、所在不明債務者を倒産者と認定し破産手続を開始する本案決定を出す。
- 3 所在不明債務者の清算は、本条第 5 項の定める場合を除き、全権機関の任命した破産管財人が行う。
- 4 破産管財人は、債務者の倒産認定・破産手続開始の裁判所本案決定が発効した日から 10 日以内に、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物に、国語及びロシア語で、債務者の倒産認定及び本法第 71 条に基づく債権者による債権届出方法の公告を掲載し、また、統計を扱う全権国家機関の地方支部に対し、裁判所本案決定の写しを送付する。
- 5 所在不明債務者に財産がない場合、又は、財産が破産手続の手続費用に足りない場合、裁判所は、全権機関の同意の下、申立人が提出する証明書面に基づき、破産手続を開始せずに、所在不明債務者を倒産者と認定する。

所在不明債務者の倒産認定及び清算は、申立人が、10 日間、カザフスタン共和国の全領域及び債務者が所在する行政地区で配布され、所定手続により規範的法的文書を公告する権利を取得している定期刊行物に、国語及びロシア語で公告する。

所在不明債務者の倒産認定の裁判所本案決定は、以下の記載を含まなければならない。

- 一 破産手続を開始せずに債務者を清算すること

- 二 所在不明債務者の清算を全権機関に委任すること
- 三 本案決定が出される前に裁判所に届け出られた債権の額

#### 第95条 所在不明債務者の清算

- 1 債権の弁済は、本法第75条の定める順位に従い行われる。債権者は、清算貸借対照表が承認されるまで、破産管財人による自己の債権の審理結果につき、裁判所に不服を申し立てることができる。
- 2 破産管財人は、債権者への支払後、裁判所に、清算貸借対照表を添付した自己の活動についての報告書及び債権弁済後の残余財産の処理についての報告書を提出する。  
破産管財人の報告書は、裁判所に提出される前に、全権機関の同意を得なければならない。
- 3 債務者は、破産管財人の報告書を承認する裁判所の決定に基づき、法人統一国家登記簿に、当該法人の活動終了が記載された時点で、清算されたものとみなされ、これは、清算された債務者に対する債権を勘定から削除する事由となる。
- 4 法人の清算が、責任者又はその授權代理人が存在せず、破産手続を開始せずに行われる場合、全権機関は、本法の要件に従い、債権登録簿を作成し、最終報告書を作成する。  
所在不明債務者に財産がある場合、全権機関は、カザフスタン共和国法令の定める手続に従い、その財産を換価する。換価代金は、所在不明債務者の清算に関する費用に使われる。換価代金が所在不明債務者の清算費用を超える場合、超過分は、本法の定める順位に従い、相応の順位の債権者に分配される。

### 第8章 裁判外清算手続

#### 第96条 裁判外手続

- 1 裁判外清算手続においては、破綻債務者を、債権者及び全権機関の監督の下、清算することができる。
- 2 破綻債務者の裁判外清算手続は、債務者又は債権者が、債務者に対し裁判外清算手続を適用することを全権機関に申し立てることで、開始することができる。
- 3 破綻債務者に対する裁判外清算手続実施は、債権者委員会及び債務者の同意を得て、全権機関が、本法の要件に従い、決定する。
- 3の1 全権機関は、裁判外清算手続実施を決定した場合、破産管財人を任命し、破産管財人の活動は、本法が規制する。
- 4 裁判外清算手続にかかる費用は、破産手続の手続費用とみなされる。

#### 第97条 債権者委員会

- 1 破綻債務者に対する裁判外清算手続の実施を決議し、本法の要件に従った全権機関による実施を監督するために、債務者の推薦する候補者から債権者委員会が構成され、承認される。
- 2 債権者委員会の第一回会議において、破綻債務者に対する裁判外清算手続についての同意が出されるか、又は、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる決議が採択される。
- 3 削除
- 4 債権者委員会の決議は、本法の定める手続に従い採択される。

#### 第98条 削除（1998年）

#### 第99条 裁判外清算手続実施の決定の効果

- 1 裁判外清算手続実施の決定が出された後、本法第 68 条の定めた効果が生じる。
- 2 裁判外清算手続は、本法第 6 章の定める規定に基づき、実施される。
- 3 本法第 87 条により裁判所の権限に属する問題については、裁判外清算手続においては、債権者委員会が判断をする。

回収することのできない債務者に対する債権を債権者委員会が承認すると、当該債権を勘定から削除する事由となる。

## 第 9 章 街形成法人の倒産の特則

### 第 100 条 街形成法人である債務者の倒産

- 1 街形成組織である法人債務者は、本章の定める特則を考慮の上、本法の定める場合に本法の定める手続に従い、倒産者と認定され得る。
- 2 法人は、カザフスタン共和国政府の定める手続に従い、街形成組織とみなされ、その一覧に含まれる。

### 第 101 条 倒産事件の審理

- 1 街形成組織の倒産事件の審理の際、地域政府により授権された代表者が代表する相応の行政地域体は、事件の参加者と認定される。
- 2 債務者による倒産認定の申立書、及び、他の者による債務者の倒産認定の申立てに対する債務者の意見書には、債務者が街形成組織であることを証明する書面を添付する。
- 3 街形成組織債務者の倒産事件の審理の準備の際には、裁判官は、街形成組織一覧の抜粋を照会する。

### 第 102 条 保証下での更生手続の適用

削除

### 第 103 条 債権の弁済

- 1 カザフスタン共和国及び行政地域体は、裁判所が相応の本案決定を出すまでどの時点においても、街形成組織債務者の全ての担保権者及び破産債権者の債権を同時に弁済することができる。
- 2 本条第 1 項の定める手続に従い債権が弁済された場合、倒産事件手続は終結されなければならない。
- 3 カザフスタン共和国及び行政地域体による街形成組織債務者の債権者の債権の弁済は、債務者の財産の没収又は取得を伴うことはできない。

## 第 9 章の 1 農業組織の倒産の特則

### 第 103 条の 1 農業組織の倒産

- 1 農業組織である債務者は、本章の定める特則を考慮の上、倒産者と認定され得る。
- 2 農業組織の破綻を確定するには、前年以降に履行期の到来した債務が基準となる。この際、債務不履行の原因となった自然・技術的な異常事態又は不可抗力の自然気候条件が起きた倒産手続開始の前年は、対象とならない。

### 第 103 条の 2 債権者申立書又は債務者意見書の添付書面

債権者の申立書又は債務者の意見書には、本法の定める書面に加え、以下の書面も追加して添付される。

- 一 土地評価台帳
- 二 倒産事件開始の前年に起きた自然・技術的な異常事態に関する情報又は不可抗力の自然気候条件に関する情報

債権者、税務機関・その他の全権国家機関又は検察官の申立てに対する意見書で債務者が自己の破綻を認める場合、追加書面を提出する必要はない。

債務者を倒産者と認定する場合、又は、債務者に更生手続を適用する場合、追加書面の受領に関し発生した費用は、手続費用に属する。

### 第 103 条の 3 更生手続期間の延長

更生手続の目的の達成が、自然・技術的な異常事態が原因で、又は、不可抗力の自然天候条件により不可能である場合、裁判所は、更生管財人の申立てに基づき、債権者委員会の同意の下、全権機関の意見がある場合、更生手続を 1 年以下の期間で延長することができる。

### 第 103 条の 4 破産手続

- 1 本法第 65 条第 2 項に従い定められた破産手続の実施期間は、破産管財人の申立てに基づき、債権者委員会の同意の下、全権機関が 1 年以下の期間で延長することができる。
- 2 破産管財人は、債権者委員会の同意の下、債務者の破産財団の価値を維持する以下のような措置をとる。
  - 一 カザフスタン共和国土地法令に従い、土地を保全する措置
  - 二 播種・収穫作業、家畜、鳥、蜂の繁殖・育成、農業植物栽培、畜産、養鶏、養蜂の製品加工
  - 三 換価のために債務者財産を適切な状態に保つ措置破産財団価値の維持費用は、手続費用に属する。

### 第 103 条の 5 破産財団の形成と換価

- 1 破産管財人は、債務者の土地使用権限を正確に把握しなければならず、この際に発生した費用は手続費用とされる。
- 2 債務者の財産は、本法第 84 条に従い、売却される。この際、債務者財産の売却計画には、主活動を絶対的に保証して、財産は、まず、オークション形式の競売で一つのロットで売りに出さなければならないという追加条件が含まれる。
- 3 オークションが成立しなかった場合又はオークション参加者の誰も債務者財産のロットを取得しなかった場合、債務者財産は、全権機関及び債権者委員会の同意の下、個別のロットに分けられて、換価される。
- 4 個別ロットに分けた破産財団の買主がない場合、債権者は、本法第 75 条の定める破産財団の分配順位に従った按分の現物で、債権の満足を受けることができる。
- 5 破産財団を換価するオークションの日時及び場所は、破産管財人が、債権者委員会の同意を得て決定する。
- 6 農業組織である債務者の破産財団を換価するオークションの手続は、カザフスタン共和国政府が決定する。

### 第 10 条 経過措置（第 104 条・第 105 条）

削除

## 第 11 章 最終章

### 第 106 条 本法の適用手続

- 1 本法は、裁判所が開始した事件手続に適用され、裁判外手続については、本条第 2 項の定める場合を除き、本法が発効した後に開始した裁判外手続に適用される。
- 2 本法第 75 条から第 81 条は、裁判所が開始した事件手続に適用され、裁判外手続については、売却代金が債権者間に分配されない場合、本法が発効する前に開始した裁判外手続に適用される。

### 第 107 条 本法違反の責任

本法に違反した者は、カザフスタン共和国法令に従い、責任を負う。

カザフスタン共和国大統領 N. ナザルバエフ